

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所

人事労務センター

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702

☎ 092-409-4188

Fax 092-409-4187

Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## シャクナゲ 30000本 八女市・星の花公園



星の花公園には、30000本のシャクナゲが満開で圧巻。シャクナゲの花に癒されるとともに、山頂から

眺める景色も壮観でした。

星野村には、広島に投下された原爆の火を山本達夫という方が故郷の星野村に持ち帰り、その火を1968年に星野村が引き継いだもの。現在も、犠牲者への供養、平和の道しるべとして燃え続けています。

その平和の塔にも訪れました。



スタ  
コラ

## 女性の働きやすさ ワースト2位の日本

3月8日は、国連が定めた「国際女性デー」。イギリスの経済誌「エコノミスト」は、女性の働きやすさについて、OECD加盟国のうち所得水準などを参考に選んだ主要な29か国を評価しランク付けをしています。日本は昨年引き続きワースト2位(28位)でした。

同誌は、女性の管理職の割合や女性議員の割合が、日本はそれぞれ最下位(29位)だったことを示した上で、東京五輪・パラリンピッ

ク大会組織委員会の会長だった森喜朗元首相による女性蔑視発言を受けて、橋本聖子氏が後任となったことに触れ、「日本のように伝統的に遅れている国でさえ、進歩の兆しがみられる」と評価(?)しています。

この問題は、女性蔑視は許せないとの国内外の世論の高まり、特に女性の間で、怒りが噴出し、再発防止や女性理事を増やすことなどを求めるオンライン署名は16万人近く集まり、「#わきまえない女」のツイッターデモも広がり、「もうこれ以上見過ごすことは出来ない」と、若い世代から年長の世代まで変化が生まれています。

しかし、森氏辞任からわずか1ヶ月後に東京五輪の式典を統括する人物が、人権感覚を疑われる企画を提案した事実が発覚しました。

オリンピック憲章の定める権利および自由は“人種、肌の色、性別、性的指向などいかなる差別も受けることなく、確実に享受されなければならない”と謳っています。

多様性が尊重され、男女共同参画社会が当たり前であるはずの時代にあって「ジェンダー平等後進国・日本」の矛盾が噴出しています。

雇用をめぐる問題も、新型コロナ感染拡大のもとで端無くも明らかになっています。

新型コロナ感染症の拡大による男女の雇用数の2020年4月の変化は、前月比、男性の雇用数の減少は34万人減に比べ、女性は74万人減と2倍以上の減少、さらに、非正規雇用労働者の女性は、2019年より50万人減少するなど、そのしわ寄せが女性に重くのしかかっています。

男女平等を記した日本国憲法が制定されて75年です。

女性の大会組織委員会会長の実現や女性理事の増員だけに目を向けるだけでなく、日本社会の構造的な後進性に、もっと目を向ける必要があるように思います



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 介護休業の申し出と手続き

### Q&A

Q: 介護休業の申し出は、どのような手続きをすれば良いのでしょうか？

A: 介護休業は、1人の対象家族につき、原則として通算93日の範囲内で3回を限度に取得することができます。

Q: 社員からの介護休業の申し出は、30日間となっていますが？

A: 3回を限度に分割しての取得が可能ですので大丈夫です。

Q: 30日間取得後、介護の必要があれば、再度の申し出は可能ということですか？

A: 通算して93日までは、可能です。

Q: 介護休業期間中の賃金は、どうなりますか？

A: 雇用保険の被保険者で介護休業を開始した日の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上、かつ12か月以上あれば、「介護休業給付金」の支給対象となります。

Q: 介護休業給付金は、どの位支給されるのでしょうか？

A: 休業開始時の賃金日額の67%×休業日数分の支給となっています。

※休業給付金は、職場復帰を前提に取得する介護休業に対するものですので、休業取得時に退職が確定（予定）している休業は対象となりません。また、休業期間中に休業開始時賃金月額額の80%以上の賃金が支払われた場合は、給付金は支払われません。

### 助成金情報

## キャリアアップ助成金正社員化コースの変更点

(令和3年4月1日以降)

「キャリアアップ助成金・正社員化コース」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化などの取り組みを実施した事業主に対して助成制度です。

中小企業の場合の支給額は、1人当たり57万円となっています。

今回の変更は、令和3年4月1日以降に正

社員化するなどの取り組みを実施する場合、助成金の支給要件が以下のように改定されました。

・正規雇用等へ転換した際、毎月決まって支給される賃金が、転換等前の6か月と転換後の6か月を比較して3%以上増額していること。

変更前は、毎月の賃金と賞与を含み5%以上の増額が要件でしたが、賞与は含めないことになりました。



### あとかき

新年度になって、庭のボタンが大輪の花を付けました。

私は、ふたつのあたらしい挑戦を始めました。

1つは、万歩計を付けて散歩を始めた事。もう一つは、話題

の「文喫」(BUNKITSU) デビューです。

万歩計散歩は、まだ始めて12日目で、これまでの最高歩数は、7890歩。毎日続けたいと思っています。

「文喫」は、デパート内にオープンしたばかりの“本と出会うための本屋”です。

本と向き合うための閲覧室や、子どもが思い思いに本を愉しめる児童書室、小腹を満たすことが出来る喫茶室も併設。珈琲・煎茶おかわり自由などのテレビ報道を思い出し立ち寄ってみました。

幅広いジャンルから選ばれた3万冊の中から、たった1冊の本を選んでゆったり過ごし、コロナ禍が続く中で、ちょっとだけ変化のある過ごし方を体験してみました。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)